

<別紙3>

京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅ短期（介護予防）入所療養介護利用料等

令和4年10月1日

法定一部負担金				
支援・介護度別一部負担金（基本型）		負担割合（1割）	負担割合（2割）	負担割合（3割）
個室	要支援 1	577円	1,154円	1,731円
	要支援 2	721円	1,442円	2,163円
	要介護 1	752円	1,504円	2,256円
	要介護 2	799円	1,598円	2,397円
	要介護 3	861円	1,722円	2,583円
	要介護 4	914円	1,828円	2,742円
	要介護 5	966円	1,932円	2,898円
多床室	要支援 1	610円	1,220円	1,830円
	要支援 2	768円	1,536円	2,304円
	要介護 1	827円	1,654円	2,481円
	要介護 2	876円	1,752円	2,628円
	要介護 3	939円	1,878円	2,817円
	要介護 4	991円	1,982円	2,973円
	要介護 5	1,045円	2,090円	3,135円
認知症ケア加算負担金	認知症専門棟に入所した場合に算定	76円	152円	228円
サービス提供体制強化加算（I）負担金		22円	44円	66円
夜勤職員配置加算負担金		24円	48円	72円
緊急短期入所受入対応加算負担金	7日（やむを得ない事情の場合14日）を上限	90円	180円	270円
若年性認知症利用者受入加算負担金	若年性認知症の方を受入れ、担当スタッフを中心にサービスを行った場合に算定	120円	240円	360円
重度療養管理加算負担金		120円	240円	360円
個別リハビリテーション実施加算負担金		240円	480円	720円
療養食加算負担金	治療に必要な食事を献立した場合（1食につき）	8円	16円	24円
送迎加算負担金	入所に際し送迎した場合に算定（片道）	184円	368円	552円
総合医学管理加算負担金	7日を上限	275円	550円	825円
緊急時治療加算負担金	緊急に治療を要した場合に算定	518円	1,036円	1,554円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（I）負担金		34円	68円	102円
介護職員処遇改善加算負担金Ⅰ～Ⅲ	介護職員への資質の向上・職場環境・処遇の改善等への取組みに係る負担金 ※表1			
介護職員等特定処遇改善加算負担金Ⅰ～Ⅱ	介護職員等への資質の向上・職場環境・処遇の改善等への取組みに係る負担金 ※表1			
介護職員等ベースアップ等支援加算負担金	介護職員等への資質の向上・職場環境・処遇の改善等への取組みに係る負担金 ※表1			

<別紙3>

京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅ短期（介護予防）入所療養介護利用料等

令和4年10月1日

利用料金等		
滞在費 ※注1	個室	1,668円
	多床室	377円
食費 ※注1		1,445円
おやつ代	希望により食事以外に提供する飲食物	150円
教養娯楽費	※注2	100円
日用品費	※注2	150円
個室料（特別室）	希望による個室利用	1,500円
理美容代金	1,100円～2,800円の間で実費	
テレビ等電気料	※注3	100円
洗濯費	1袋（3kg見当）	1,000円
	コインランドリーによる洗濯も出来ます（1回500円相当）	
材料費	機能訓練にて個人的に必要な材料費	実費
診断書料	1通につき	2,000円
施設使用料等領収証明書	1通につき	200円

※その他、予防接種等必要に応じて別途料金をいただきます。

表1

処遇改善加算名	加算算定率
処遇改善加算Ⅰ	3.9%
処遇改善加算Ⅱ	2.9%
処遇改善加算Ⅲ	1.6%
特定処遇改善加算Ⅰ	2.1%
特定処遇改善加算Ⅱ	1.7%
ベースアップ等支援加算負担金	0.8%

※処遇改善加算額・特定処遇改善加算額・ベースアップ等支援加算額は、法定一部負担金合計額を基に算出します。

注1 市町村民税非課税世帯及び生活保護世帯などは保険者の認定により軽減措置があります			
注2 教養娯楽費／レクリエーション（祭等含む）費用、行事費用、調理実習費用、喫茶費用等 日用品費／入れ歯洗浄剤、シャンプー、リンス費用等			
注3 利用者が個人の範囲内で、電化製品を使用する場合に電気料金等、実費相当額			
特定入所者利用料負担			
	滞在費（個室）	滞在費（多床室）	食費
利用者負担第1段階	490円	0円	300円
利用者負担第2段階	490円	370円	600円
利用者負担第3段階①	1,310円	370円	1,000円
利用者負担第3段階②	1,310円	370円	1,300円
利用者負担第4段階	1,668円	377円	1,445円
※ 上記金額は一部を除き日額表示です。利用形態により加算算定が変動します。			

但し、食費については食事ごとの計算になります。
朝食366円 昼食 587円 夕食 492円